

総合事業の訪問サービスについて

介護保険課事業者運営推進係

目次

1	周知事項	P3～4
2	利用者について	P5
3	サービスコードについて	P5
4	人員基準について	P6
5	訪問サービスの内容について	P7～8
6	利用回数について	P9～11
7	月途中の事由による回数コードについて	P12
8	回数コードによる算定について	P13
9	生活援助の振り分け（按分）について	P14～15
10	計画の作成について	P16
11	加算・減算について	P16
12	訪問型サービスの同一建物減算の届出について	P17～18

1 周知事項

・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(15)は令和7年3月31日で廃止。(令和7年3月実績まで加算可能)

・業務継続計画未策定減算の経過措置が令和7年3月31日に終了します。

基準(※)を満たしていない場合、令和7年4月1日から減算が適用されます。

(※) 基準については、別冊「加算・減算 算定要件」をご確認ください。

全ての介護サービス事業者は、令和6年3月末までに
業務継続計画(BCP)の策定
高齢者虐待を防止するための措置の実施 が義務付けられています。

1 周知事項(2)

・事業名の変更

「地域支援事業実施要綱」、「総合事業のガイドライン」の一部改正に伴い、令和7年4月から事業名を変更します。

旧) 介護予防・生活支援サービス事業



新) サービス・活動事業

2 利用者について

訪問サービスの対象となる利用者

- ・事業対象者（健康長寿チェックシートで対象となった者）
- ・要支援 1
- ・要支援 2

※同居の家族がいる場合、原則として訪問サービスの提供は認められません。

ただし、同居の家族が障害や疾病により家事を行うことが困難なケース等はサービスを受けられることがあります。

3 サービスコードについて

A 3コードを使用

A 2コードの使用は、被爆者手帳および東日本大震災の震災免除証明書の提示があった方に限る。

※ 該当がある場合は、担当の地域包括支援センターに連絡してください。事前にA 2コード使用について東京都に連絡する必要があります。事業所の変更の場合もご連絡ください。

5

4 人員基準について

種別	区が指定する訪問サービス事業者が提供するサービス	
内容	生活援助 / 自立支援のための見守り的援助 (身体介護)	生活援助のみ
提供時間	原則 1 回60分以内	
人員基準	・管理者：専従 1 人(兼務可) ・訪問介護員等：常勤換算2.5人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修修了者) ・サービス提供責任者：常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に 1 人以上 (一部非常勤職員も従事可能、要介護者の処遇に影響がないよう配慮)	・管理者：専従 1 人以上(兼務可) ・従事者：訪問介護員等（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者）または<u>介護スタッフ研修修了者</u> 1 名以上必要数 ・訪問事業責任者：必要数 (従事者に介護スタッフ研修修了者がいる場合は必ず配置)

☐ 訪問介護と一体的に実施する場合の基準です。

☐ 訪問サービスのみのサービスを行う場合の基準です。介護スタッフ研修修了者が従事する場合は、訪問事業責任者を 1 名以上配置する必要があります。

6

5 訪問サービスの内容について

種別	区が指定する訪問型サービス事業所（A2／A3）
内容	生活援助 / 自立支援のための見守りの援助（身体介護）
対象者	事業対象者・要支援 1・2
サービス提供者	訪問介護員等
介護報酬	月額包括報酬が基本。 週の利用回数の増減は、原則として翌月1日から計画作成（変更）する。 同一世帯内で生活援助を按分する場合または月の途中に対象の事由が生じた場合、当該月に限って、回数コードを適用する。 ※ 利用者は利用料の一部（1～3割）を負担する。 ※ 生活援助従事者研修過程の修了者が身体介護に従事した場合は、算定できない。

7

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計第10号」）

身体介護(抜粋)	生活援助（抜粋）
1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。 1-1 排泄・食事介助 1-2 清拭・入浴、身体整容 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-4 起床及び就寝介助 1-5 服薬介助 1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）←身体介護加算の対象	2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。 健康チェック：利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等） 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理 2-6 買い物・薬の受け取り：日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り



訪問介護員等有資格者が従事可能



介護スタッフ研修修了者が従事可能

8

6 利用回数について

あらかじめ、適切なアセスメントにより作成された計画(介護予防ケアプラン)に沿って、必要とされた週あたりの回数(程度)の訪問サービスを提供し、月額報酬で算定します。

練馬区では、1月あたりの回数を定める場合は使用しません。

- ✓ 月ごとに週数が異なったり、ひと月に1回のみ利用であったりしても同じ報酬額となる。
月の途中での支給区分の変更は不要。
翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じて計画を変更する。
- ✓ 要支援1であっても、介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の訪問サービスが必要とされた者には、週2回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 要支援2であっても、介護予防ケアプランにおいて1週に1回程度の訪問サービスが必要とされた者には、週1回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 利用者都合等で提供日を振り替えた場合、特例的に、暦上の1週に介護予防ケアプランを上回る回数を提供することを妨げるものではないが、振り替えて提供することの必要性は精査すること。(月をまたいでの振替はできない)
- ✓ 複数の訪問サービス事業者を利用することはできない。

9

6 利用回数について(2)

サービス	ケアプランの位置づけ	対象
訪問型サービスⅠ	週1回程度	事業対象者・要支援1・2
訪問型サービスⅡ	週2回程度	
訪問型サービスⅢ※	週3回程度	事業対象者・要支援2 ※ 要支援1は対象外です。

※週3回程度の訪問型サービスの提供についての要件は11ページ参照。

6 利用回数について(3)

※ 訪問型サービスⅢ（週3回程度）の利用について ※ 要支援1は対象外です。

サービス	ケアプランの位置づけ	対象
訪問型サービスⅢ※	週3回程度	事業対象者・要支援2

介護予防ケアプランに位置付け、地域包括支援センターの承認を得た計画が対象となります。
適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、
個別具体的状況（＊）に基づいて判断する必要があります。

（１）サービス担当者会議等において、必要性を十分に検討してください。

また、介護予防ケアプランに位置づける場合には、目標を明確にしてください。

（２）効果の検証を定期的に行うこと（利用できる期間は最長6か月）に留意してください。

（＊）個別具体的状況とは

- 一時的なけが、病気等により日常生活に支障がある者
- 退院直後で状態が安定しない者
- 介護給付、または障害者総合支援法により週3回訪問介護を利用実績があり
移行期間（概ね移行後6か月間）の者 ※按分する場合は両人が要件を満たす必要があります。

11

7 月途中の事由による回数コードについて

サービス・活動事業は **月額報酬**が基本。**回数コード**で算定できる場合は、**以下の事由に限られます。**

回数コード適用の事由			
月	月	月	事由
← 月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	→ 月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	事業所指定効力停止 ショートステイの利用
← 月をまたがない事由発生期間 【月額コード】	→ 月をまたがない事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	
【月額コード】	●事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更（要支援1→要支援2、事業対象者→要支援、要介護→要支援） サービス提供事業所の変更（同一サービス種類のみ） 急な状態変化（悪化により身体介護が必要）によるケアプランの変更（訪問サービスのみ）
	●事由発生 【回数コード】	【月額コード】	利用者との契約開始（1日付契約は月額コード） 施設やグループホーム等の退所 公費適用の開始（生活保護など） 生活保護単独から生活保護併用への変更（65歳になって被保険者証取得）
【月額コード】	●事由開始 【回数コード】		利用者との契約解除 施設やグループホーム等への入所

詳細は区ホームページ掲載の「練馬区サービス・活動事業の月途中の事由によるサービスコード（回数）の適用」を参照（令和6年5月28日更新）
※（臨）：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で行う臨時的取扱いR5.5.7に終了

12

8 回数コードによる算定について

月途中の事由によるサービスコード（回数コード）を適用して算定する場合には、制限回数を設けています。

サービス	サービス内容	制限回数
訪問型サービスⅣ	週1回程度	4回まで
訪問型サービスⅤ	週2回程度	8回まで
訪問型サービスⅥ	週2回を超える程度	12回まで

制限回数を超えて算定すると、月額包括報酬を上回るため、制限回数を超えて算定することはできません。

回数コードを適用する場合の介護職員等処遇改善加算は、サービス内容に関わらず、訪問型サービスⅦを使用します。

回数計算用サービスコードがない加算

- ・回数コードでの算定は行わない。月額包括報酬の算定を可能とする。
- ・月の途中で事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。
- ・月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

13

9 生活援助の振り分け（按分）について

週2回プランを、Aさん(要支援2)とBさん(要介護1)で按分している例

	ケアプラン	通常	Bさんが入院
Aさん (支1)	週2回	按分で週1回	①週1回+入院中の回数(回数コード) または ②週2回
Bさん (介1)	週2回	按分で週1回	①入院期間外の実績 または ②請求なし

通常

按分し、世帯で週2回利用

Aさん要支援2
(週1回コードで算定)

ふたり暮らし

Bさん要介護1

週2回の生活支援が必要

週2回の生活支援が必要

必要な回数での
プラン作成が必須！

介護予防ケアプラン
訪問サービス 週2回

居宅サービス計画
訪問介護 週2回

按分

14

9 生活援助の振り分け（按分）について(2)

- ※ **按分**に**ルールはありません**。月の中で**適切に振り分ける**ことが必要。
按分することによって一方の支給限度額を超えるような場合は、按分しなくてもよいとされている。
- ※ 介護予防ケアプランは**利用者本人にとって必要なサービス内容**にしておくこと。その上で、同居者に重複して行われる掃除や食事の準備等のサービス提供は、按分して、必要な回数だけ実施すること。
- ※ **介護予防ケアプランを作成する際は、生活援助は按分であり、サービス提供回数の増減が生じる可能性がある**との内容を**明記**しておく。

【事例】（前ページのスライド参照）

同居しているAさん（週2回の生活援助のプラン）とBさん（週2回の生活援助のプラン）は、按分で週2回のサービス提供を受けていた。Bさんが2週間入院することになり、その期間は按分を行えないため、Aさんの週2回のプランを活かして実施したい。

- ➡ AさんとBさんそれぞれのプランに、本来必要な週2回のサービス提供が盛り込まれたうえで、按分することを明記してある場合は、介護予防ケアプランの再作成やサービス担当者会議の開催は不要である。

仮に、サービスを振り分けた状態を想定し、Aさんは週1回、Bさんは週2回のケアプランを作成していた場合は、その月はAさんは週1回しか利用することができない。

15

10 計画の作成について

訪問サービスの計画は、**その必要に応じて**作成することとされています。介護予防ケアプランに**加算**を位置付けた場合に、ケアマネジャーが区版④を作成することで、サービス事業者が作成する個別支援計画とみなします。

✓ **加算の算定がある場合には、備考欄に記載**

11 加算・減算について

別冊「加算・減算 算定要件」を参照してください。

1. 高齢者虐待防止措置未実施減算
2. 業務継続計画未策定減算
3. 同一建物減算
4. 初回加算（区独自）
5. 生活機能向上連携加算
6. 口腔連携強化加算
7. 身体介護加算（区独自）
8. 介護職員等处遇改善加算

16

12 訪問型サービスの同一建物減算の届出について

同一建物減算に該当する場合は介護保険課への届出が必要です。

・「体制届」および

「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」

※「同一敷地内建物等」

- ・指定訪問介護事業所と同一の建物
- ・指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物
- ・指定訪問介護事業所の所在する建物と隣接する敷地内の建物

- ① **10%減算** 同一敷地内建物等に居住する者（②および④に該当する場合を除く）
- ② **15%減算** 同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
- ③ **10%減算** 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者
（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
- ④ **12%減算(新設)** 同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上

17

12 訪問型サービスの同一建物減算の届出について(2)

令和6年度介護報酬改定に伴い、④**12%減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）**が新設されました。

正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

正当な理由の例

- a：特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- b：判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- c：その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

12%減算の判定について

事業所ごとに、判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算します。

R 6	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	4/1～9/30	11/1～3/31	10/15
後期	10/1～2/28	4/1～9/30	3/15

18